

## 医療審議会の組織見直しについて

## 見直しの概要（案）

医療審議会と他の県の会議との関係がわかりにくくなっているため、医療審議会の審議事項等を整理し、他の会議との関係を明確化する。

- 1 部会の所掌事務を整理し、名称を変更するため、愛知県医療審議会運営要領を改正する。
- 2 他の会議との位置付けを表した関係図を作成する。

## （参考）医療審議会の設置根拠等

## 医療法第 7 1 条の 2

この法律の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するほか、都道府県知事の諮問に応じ、都道府県における医療を提供する体制の確保に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に、都道府県医療審議会を置く。

医療法等の規定により医療審議会の審議が必要とされているもの

- ・ 地域医療支援病院の承認（第 4 条第 2 項）
- ・（公的）病院開設等の不許可処分、（公的）病院等の未使用病床削減措置の命令（第 7 条の 2 第 6 項）
- ・ 地域医療支援病院の承認の取消（第 2 9 条第 5 項）
- ・ 医療計画の策定又は変更（第 3 0 条の 4 第 1 2 項）
- ・ 病床数の増加等への勧告（第 3 0 条の 1 1 1）
- ・ 社会医療法人の認定（第 4 2 条の 2 第 2 項）
- ・ 医療法人設立認可等（第 4 5 条第 2 項）
- ・ 医療法人解散認可等（第 5 5 条第 7 項）
- ・ 医療法人への業務停止命令等（第 6 4 条第 3 項）
- ・ 社会医療法人の認定の取消（第 6 4 条の 2 第 2 項）
- ・ 医療法人の設立認可の取消（第 6 6 条第 2 項）
- ・ 病院等の人員の増員又は業務停止命令（施行規則第 2 2 条の 4 の 2）

国の通知等により医療審議会の審議が必要とされているもの

- ・ 病床過剰医療圏における病床数の増加等について勧告しない場合
- ・ 法第 30 条の 4 第 6 項、第 7 項及び第 8 項に基づく特定の病床の特例等を適用する場合
- ・ 診療所における病床開設許可の例外として、法施行規則第 1 条の 14 第 7 項第 1～3 号を適用する場合

## 1 部会の見直し

現 行	見直し案
医療法人部会 ・ 医療法人に関する事。 医療法人の設立・解散の認可、業務の停止命令、設立認可の取消等	医療法人許認可部会 現行と同じ
医療計画部会 ・ 医療計画（ただし、救急医療、災害医療、へき地医療及び地域医療に関するものを除く。）に関する事。 医療計画の作成、病床整備計画の審査等	医療体制部会 ・ 医療計画に関する事。 医療計画の作成（地域医療ビジョンを含む。）病床整備計画の審査等
医療対策部会 ・ 救急医療、災害医療、へき地医療及び地域医療に関する事。 地域医療支援病院の承認、救命救急センター指定や災害拠点病院の指定、保健医療従事者の確保対策等 （地域医療対策協議会を兼ねる。）	5 事業等推進部会 ・ 5 事業及び在宅医療の確保に関する事。 地域医療支援病院の承認、救命救急センター・災害拠点病院・へき地医療拠点病院・診療所・周産期母子医療センター・小児救命救急センターの指定等 ・ 保健医療従事者の確保に関する事。

## 2 他の会議との位置付けを表した関係図別紙図のとおり

## 3 医療審議会組織の見直し時期

平成 2 6 年 8 月 1 日（医療審議会委員改選日）

医療審議会の組織の見直し(案)

